

Title	社会事業の本質に関する二つの見解
Sub Title	Two angles for definition of social work
Author	小島, 栄次
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1950
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.43, No.5 (1950. 11) ,p.315(37)- 332(54)
JaLC DOI	10.14991/001.19501101-0037
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19501101-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

○〇萬であるかを確定することではなくして、比較的少數の完全失業者の存在をめぐつて、その周邊に幾倍かの部分失業者があり、さらにその外邊にある非労働力人口中に、就勞の機會が何らかの形で提供されるならいつでも喜んで就業を欲する人々がこれまた相當數いるということのような状態こそが認識されるべきことである。そしてここにこそ正にわが國の失業現象の特質が認められるのであるが、この状態はまた次ぎのようにもいふことができる。即ち、わが國の失業現象は、比較的少數の完全失業者を中核として、現象的にはその色調を少しづつ薄めながら失業が大衆的に波紋を畫いて擴大して行つてゐる。という状態にあるといつていいであらう。そしてこのような失業の波及が、決定的な失業對策の缺如と、人々の間における家族主義的生活による相互扶助と耐乏の傾向との相互關連の上で可能とせられてゐる。私はこのような状態を低賃銀状態における失業の必然的な姿であると考えることができると思う。

さて、わが國の失業現象の特質が右のようのものであるとすると、次ぎに問題としては、完全失業と部分失業、或はまた完全失業と潜在失業が、動態的にはどのように關連しつゝ變化するか、を量的に確めることが重要にして興味のある課題となるであらう。このことをさらにいい換えれば、完全失業と潜在失業とは全く平行して變化するものであるか、それとも完全失業は常に潜在化の傾向を強く持つてゐると考えられるので、両者が假りに平行して變化するにしても、その増減の程度が兩者において相違しはしないであらうか。もし相違するとすれば、それはいつ、どのような状態の下でそれが可能なものとして理解されるか。凡そこれらの點が明かにされねばならぬであらう。本論では私は單にこのような問題だけを最後にかかげて、餘り多くこの問題に深入りし得なかつたのは洵に残念であるが、これが失業問題に多少とも關心を持つ人々の間で究明すべき共通の課題となるなら、この際私はこれで充分満足である。

C1950・10・1112

社會事業の本質に關する二つの見解

小島 榮次

社會保障制度審議會は昭和二四年一月一四日の第八回總會で「社會保障制度確立のための覺書」を採擇し、これを具體化・體系化する社會保障制度要綱作成のため委員會を設けたが、この委員會が去る六月「社會保障制度研究試案要綱」を作成した。今後この試案を基礎として委員會や總會で審議が行われると思うが、社會保障制度確立には廣汎にして複雑重大な諸問題が含まれてゐることはいうまでもない。私はここで社會保障制度に含まれる社會事業關係の問題を考察する前提として、社會事業の本質について、若干の考察を加えてみたいと思う。というのは、この點についてまだ十分に論議が盡くされたとは見え、従つてここに私の未熟な考えを述べるとも無意味でないと思ふからである。

一 社會事業とは何か

社會事業は一般に貧困者救濟事業として考えられて居る。これは現在の吾邦に關する限り甚しい誤りではないが、それにしても正しくはない。然らば社會事業とは如何なるものか。

これは實のところ容易に解答し難い問題である。個々の社會事業施設について見ると、社會事業という名稱を掲げ

社會事業の本質に關する二つの見解

三七 (三一五)

て行われるものばかりでなく、その實體を持ちながら名稱を用いない場合も多く、或は反對にその名稱を用いながら實體は營利事業に過ぎないものもあり、「社會事業法」や近く生れようとする「社會福祉事業法」の法案によつて社會事業と認められた種類の事業以外にも、その方面の團體や研究者から社會事業と認められて居るものがあり、更に國を異にするに従つて夫々の國內で通常それと認められて居る事業の種類に若干の相違がある。^(註1)

(註1) 「社會事業法」(昭和十三年四月一日制定) 第一條に「本法ハ左ニ掲グル社會事業ニ之ヲ適用ス」として、「一、養老院、救護所其ノ他生活扶助ヲ爲ス事業 二、育兒院、託兒所其ノ他兒童保護ヲ爲ス事業 三、施療所、産院其ノ他施療、救療又ハ助産保護ヲ爲ス事業 四、授産場、宿泊所其ノ他經濟保護ヲ爲ス事業 五、其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業 六、前各號ニ掲グル事業ニ關スル指導、連絡又ハ助成ヲ爲ス事業」を掲げて居る。この内第五のものに就いては、「社會事業法第一條ノ規定ニ依ル事業指定ノ件」(昭和十三年六月二十九日勅令第四四五號)で、隣保事業、長期患者の慰安事業、助葬事業の三種が指定されて居り、「社會事業法施行規則」(昭和十三年六月二十九日)では、經濟保護事業として、授産事業・職業輔導・低利金融から無料又は低料の宿泊所或は住宅の提供、低價格の物品販賣まで含まれることが示されて居る。

厚生省社會局の「社會福祉事業基本法案」(昭和二十五年六月)には、その第二條に、「この法律において、『社會福祉事業』とは、『一、生活保護法、二、兒童福祉法、三、身體障害者福祉法、四、公益質屋法、五、社會事業法』の適用を受ける事業であるとし、第三條に、『社會福祉事業は、個人の尊嚴と社會連帶の理念に基き、授産育成を要する者に對し、平和的な國家及び社會の成員として、その能力を發揮できるように、授産育成を行うものでなければならぬ』として居る。ここで社會事業を社會福祉事業と改名させようとして居るのは、救済よりも福祉増進の側面を強調するためであるが、改名と共に直ちに實質が一變するわけでもないから、本稿では差當り兩者を同一のものとして看做しておく。

これに對して日本社會事業協會の編纂發行になる「日本社會事業年鑑」(昭和二十二年版(二三年刊)は、失業對策・社會保險等をも含めて居り、同協會發行の「日本の社會事業」増補版(昭和二十四年刊)は、これ等の他更に労働基準法までも含めて居る。また日本社會事業専門學校編纂の「現代社會事業の基礎」(昭和二十五年刊)は「コミュニティ・オーガニゼーション」をも含めて居るが、これを社會事業の一部と考えることは、多くの社會事業家や研究者の間に見られるところである。

最後に國と國との間の相違については、英國の場合を例に舉げてみると、同國で社會事業に相當する名稱として最も多く用いられるのは Social Work ではなくて Social services であるようだが、初等教育・特殊兒童の教育・成人教育等もその一部とされて居る。(例えば PEP, Report on the British Social Services. London, 1937. 参照)これは異例のことに屬するらしいが、嚴密に言えば日本の社會事業と同じような意味に用いられる名稱がないのであろう。但し英國の社會事業家が實際社會事業會議の Social Work in Great Britain なる報告を「Social Services に就いて語つて居ることは、この二つの名稱を區別して居なうと思はれる」(First International Conference of Social Work. Vol. I. Paris, 1929. 参照)

二 その機能

かくの如く社會事業とは何かという間に對して、現實にその名で呼ばれて居る個々の施設の觀察だけから答を引出すのは困難である。従つて先ず一社會の社會事業全體に就いて、考察することが必要になる。

ところで普通に社會事業施設と呼ばれて居るものに共通する點は、いずれも何等かの困難に當面して居り、しかも他からの援助なくしてはその困難を解決しえない人々を救済する仕事だといふ點である。この困難は、單に經濟上のものだけでなく、精神薄弱兒・盲聾啞者・癩患者等が陥るような身體乃至健康上の困難を含み、更に家出兒童や出獄人などが遭遇するような精神上乃至倫理上の困難をも含む。現在の日本のように貧困の問題で手一杯の場合には、それと結合する限りで健康上その他の困難も取扱われるに過ぎないといつてよいが、富裕な所として好況に恵まれた近年^(註2)のアメリカでは、民間の社會事業施設に經濟上の困難を訴えて來る者は非常に少い由である。

しかしながら既に困難に陥つた人々を救済する仕事から、困難に陥らしめることを豫防する仕事も行われるようになるのは自然の推移であり、この種類の事業として、極貧者に限らず奉仕を提供する公益質屋その他の所謂經濟保護

事業がある。またこれ等の救済及び豫防から更に進んで改善のための事業が生じてくることもやはり自然の推移であり、児童のためのレクリエーション活動の如き、その種類の仕事に属するといえよう。^(註3)

(註2) 黒木利克著、ウェルフェア・フロム・USA、昭和二五年刊、一七、一八頁によると、米國の民間團體である猶太社會事業協會では、問題を持たぬ家庭の三分の二以上が財政的でない問題を持つて來るといふ。經濟的困窮は公的扶助と景氣回復のお蔭で解決されて居るからであり、同協會では軍人家族の援助・復員軍人の援助・児童レクリエーション等に重點を置いて居るといふ。

(註3) 「児童福祉法」は、児童福祉施設の種類として児童厚生施設というものを認めて居る。これは「児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを與えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設」(第四〇條)である。

社會事業の全體制がこれ等の仕事を行い最も完全にその効果を擧げた場合は、すなわち被救護者が自身の能力を向上させて了つた救済保護を必要としなくなつた場合である。但し社會の正常な成員であるにも拘らず、諸種の災害のために一時的に困難に陥つたような場合、或はまたその人をめぐる周圍の社會關係が調節されないために困難に陥つたような場合、その人が正常な生活に戻り得るよう援助するのは、むしろ生活能力の低下を豫防しようとするものである。また老齡者の保護にしても、保護を不要とする程度にまでその生活能力を向上させることは、多くの場合不可能であらう。然しながらこの場合でも了つた生活能力の向上は望ましいことに相違ないのであつて、要するに社會事業の主要な機能は、被保護者の生活能力の向上又は維持にあるといえる。このことは、必ずしも社會事業の實情と一致するとはいえないかも知れない。進歩しない且つ能力の低い社會事業施設ならば、極貧者に對しても極めて不満足な金品を支給するだけで、他に何の方法も講じない場合があるであらう。然しながら社會の正常な成員としての生活能力に不足する者にそれを附與し、正常な能力を持つ者にそれを維持せしめることは、疑いもなく誰しも望む

ところであつて、よしんば社會事業の實情がおよばずとも、主たる機能をそこに認めることに異議を唱へる人はある^(註5)。だからこそ、「社會福祉事業基本法案」が「援護育成を要する者に對し、平和的な國家及び社會の成員として、その能力を發揮できるように、援護育成を行うものでなければならぬ」として居る。かくの如く個々の社會事業施設は個人々々の福祉に寄與することを通じて、社會全體の福祉増進に貢献しようとするものであるべきで、従つて社會の社會事業全體としても同じことが云えると思ふ。

(註4) こゝで生活能力というのは、單に所得獲得能力だけでなく、安定した家族關係を維持する能力その他、社會の正常な成員として生活するに必要な能力という廣い意味でいふのである。

(註5) 社會組織に缺陷がある場合には、個人の能力が正常であつても、それを發揮することが妨げられるのではないかと考へる人があるかも知れない。大量の慢性的な失業の存するような場合には、確かにそうかも知れない。そして社會事業は直接に社會組織に働きかけるものではないから、その立^(註6)とる人から見れば、誠に姑息な無駄なことに見えるであらう。然しながらそういう人にとつても、社會組織の變革があつてその人達の望む社會組織が實現した時には、右に述べたような社會事業の主要機能はやはり大きな重要性を持つことになるであらう。何となればそうした社會でも、或は災害のため或は周圍との關係の不調節のため、種々の困難に當面して生活能力が低下する危険に瀕した人々や、生活能力の不足から困難に陥つて居る人々などが多數居るだらうからである。

三 その方法

右のような機能を最も十分に且つ最も能率よく果すためには、如何なる方法によるべきであらうか。極貧者に對してただ金品を支給する他何の援助も與えないのは、いふまでもなく最も拙劣な方法であつて、その生活のあらゆる方

面にわたり、役立ち得るすべての手段方法を用いて援助を行うことが、最も賢明な方法であることは明かである。換言すれば個人々々の事情に應じた個別的對人的な處置をすることであつて、これにより困窮者の生活能力を維持し或は向上させようとする機能は最もよく果され、しかも比較的最も少い金品及び労力の支出を以て、最も大きな効果が擧げられるであろう。これは健康・職業・衣食住・慰安娛樂など生活のあらゆる方面が互に關連を持つて居り、一方面の不良状態は他の方面に影響して悪循環を起すが、反對に各方面に改善があれば、それがまた循環的に作用し一層早く事態を好轉させるからである。成程、教師・醫師・辯護士などの仕事でも個人々々の事情に應じた個別的對人的處置を行うことが肝要ではあるが、それ等の場合相手の生活の一側面しか取扱われない。然るにいわゆるケースワークにおいては、相手の生活の全側面にわたつて處置が講ぜられる。この點にケースワークの最も重要な特色があると共に、それを中心とする社會事業體制が從理想的な形態であると考えられる理由がある。従つてまたこれが社會事業家の活動の核心をなすのであつて、そこにこそ社會事業を他の諸事業から區別せしめる事情があるといえる。^(註6)

社會事業は個人だけでなく集團をも對象とする。コミュニティ・オーガニゼーションの取扱う地域的集團の如きは、場合によつてかなり大きい。然しながらこれ等集團を對象とする場合でも、個々集團の特殊事情に應じ、そのあらゆる側面にわたりあらゆる手段方法を講じて、組織分解からその集團を救うという點において、その處置の方法はやはり個別的であり、またその集團の成員に働きかける點でやはり對人的であるといふことができる。

(註9) Mary E. Hurlbutt, The Rise of Social Work. (The Annals of the Amer. Academy of Political and Social Science, Nov., 1934.) は援助される個人或は集團の全生活組織 (total life organization) の焦點を置くことが社會事業活

動の核心であり、それが社會事業活動を他の職業活動から異ならしめるものであるといつて居る。

この社會事業の方法即ち個別的對人的であり且つ對象たる個人又は集團の全生活にわたつて考慮し處置するという方法が、現實の社會事業に於いて十分に行われて居るかといふと必ずしもそうではない。然しながら少くもアメリカでは、社會事業が昔の救貧事業・慈善事業とは異なる専門事業として認められるに至つたのは、かかる方法の進歩と普及によつて専門的な社會事業技術が生まれ、いわゆる科學的社會事業の發達があつたからである。^(註7) 吾邦では社會事業技術がまだそれ程の状態に達したとはいえないだろうが、終戦後アメリカの指導によつて、次第にその方向へ向かつて居るようであり、社會福祉主事制度の新設、専門教育の振興等は、その具體化であると考えられる。

社會事業が極めて多種多様の分野にわたり、且つまた救済・豫防から改善までを含んで居ながら、なお且つ社會事業として一括されるのはこれ等各分野が上述したような方法によつて、相互の緊密な關係の下に動員され、その結果として社會事業の機能が高度に果されるからである。換言すれば生活扶助とか醫療保護とか兒童養護とかの個々の施設は、夫々その社會の困窮者を援助するために仕事を分擔するものであつて、全體が社會事業として一つの體制をなすものである。この體制の最も中樞的な部分がケースワークであることはいらまでもない。ケースワーカーは、個々の要救護者に對する處置のため、各方面の機關を動員する中樞神經である。

これに對してこの體制の末梢的部分に屬する諸施設は、個人が當面する問題の一側面しか取扱われない。最も末梢的な部分では、そこで取扱われる個人々々の特殊事情に關係がなく、劃一的な取扱ひをする。經濟保護事業に屬する公設食堂、公設浴場、公設市場等の施設の如きである。かかる劃一的な取扱ひの性質が強くなるに従つて、他の何等かの

事業の性質を次第に濃くして行く。だから社会事業と他の事業との境界は判然としないことになり、見解の相違から人によつて異なつた境界が引かれることになる。^(註8)

(註7) 拙稿「米國社会事業概観」(三田學會雜誌、第二六卷第九號、昭和七年九月)参照。

(註8) 例えば社会政策に属するものと考えられる労働者災害扶助責任保険が、「日本社会事業年鑑」では「労働保護事業」の一部として認められて居る。「労働保護事業」そのものも社会事業に属するか否か疑問であろう。また本稿註一に挙げたように、「日本の社会事業」は労働基準法まで取上げて居る。

斯くの如く末稍的部分については必然的に明瞭さが缺けて居るとはいえ、とにかく非常に多種多様にわたる活動を一括して社会事業と考えることができるのは、右に述べたような社会事業の方法の故であり、またこれらの諸活動を社会事業以外の活動から區別させるものも、やはりそれである。Edward T. Devine, Social Work, New York, 1922. PP. 21-2. は「社会事業とは社会がそれ自體の缺陷を補充し、既成制度が救済し得ぬような個人を救済し、既成制度を補足し、而してそれら諸制度が社会の必要に著しく合致しなくなつた諸點を修正するための、社会による一切の努力の總計である。それは個人の救済を目的とすることもあり、條件の改善を目的とすることもある」とい^(註9)う。これは社会事業の定義としては必ずしも満足なものとはいえないが、既成の諸制度では救済されない困難を社会事業が取扱うと述べて居ることに同感を誘われる。然らば如何にして既成諸制度の救済し得ない困難を取扱うことができるかといへば、それはまさしく社会事業が上述のような方法を持つからである。Frank J. Bruno, The Theory of Social Work, Boston, 1936. P. 5. は社会事業を「一群の Workers が人の苦難を軽減させようとして、或る時或る場所での仕事を成就し得ると信ずるあらゆる手段を用いてそれを行おうとする努力である」として、

い、前述の社会事業的方法と相通する見解を示して居るが、更に次のようなことを述べて居る。(Ibid., P. 19) 即ち社会構成が單純であつた昔には、すべての困窮状態を隣人間の相互扶助で處置したが、現在の複雑な社会では人は益々多くの専門家を使用する。妻の病氣は醫師へ、工場の建築は建築家へ、乞食は社会事業施設へ、任せる。この方法によつて事業を二層効果的に行い得るからである、というのである。この考え方は社会事業が社会的必要のためばかりでなくその能率のためにも存在することを示して居る。そしてかかる能率が認められるのも、上述の如き獨特の方法を持つ結果として、専門的な仕事となり得るからである。

吾邦の社会事業がこの點に於いてまだ十分の進歩を遂げて居ないことを認めねばなるまいが、民生委員・児童福利司を中心とした従來の活動でも、目標は右に述べたような方法を、十分に實施することであつたに相違ない。

以上述べたところから、その用うる方法こそ社会事業の本質的な要素であることが明かとなつた。この意味での社会事業は、資本主義社会でも社会主義社会でも行われる。どんな社会でも個人的原因や周囲との關係の不調節から、當事者が解決し得ない諸種の困難が生じることが、人間が不完全である限り避けられないことであり、また種々不測の災害からも困窮状態が生じる。

ところで社会事業が社会制度の缺陷を補足する事業である以上、それが何等かの思想に基いて行われることは當然であつて、如何なる思想からも離れた全く無色な社会事業施設はない。英米および日本の現在の主流は、「社会福祉事業基本法案」に掲げられたように「個人の尊嚴と社会連帶の理念」に基くものと見て、略と誤りが無いであろう。然しながら、これも見解の異なる人から見れば、或はかつて吾邦の或る研究者がいつたように、社会事業はすべて支配階級が現社会秩序を維持するための偽善政策であり、私有財産制・個人の自由・自活の責任を認めるものであるか

ら、何等現社會の缺陷そのものの矯正ではなく全く偽構であるとするかも知れない。こうした見解を持つ人々にとつては、現在行われて居る「ピオニール活動」だけが眞の社會事業と考えられるのではなからうか。(註10) その他種々異なつた思想に應じて種々異なつた社會事業があり得る。(註11)

(註9) ドヴァインは既成制度とは何かを説明して居ない。然し定義の補足として、社會事業と紛らわしいものを次の通りに挙げて居る。(二三―二七頁) A、自身或は家族の利益のためにすること、B、普遍的な人間の要求を充たすために何世紀もの實驗を経て徐々に出来上つた社會制度、例えば家庭・教會・法廷・新聞に依つて提供される奉仕、C、社會の全員の利益のため遂行される政府の事業、例えば街路の清掃と照明、上水下水施設、食料検査・消防・教育・警察、D、相互の利益のために自發的に作つた組合によつて行われる活動、例えば労働組合・商業會議所・社交クラブ・雇主や商人や銀行家の組合、農業者の組合・在郷軍人團體・自由職業者の團體・健康保險組合等、はすべて社會事業ではないと云う。既存制度とは恐らくこれらのものを指すのであらう。

(註10) 朝日新聞九月九日の報道によると、日共党内にピオニール部が最近新設され、四、五歳から十四、五歳までの少年少女を對象として、紙芝居・映畫會・音樂會・野球・交通整理・學校自治會などを通じて共產主義思想をうえつけて居るといふ。

(註11) 例えば戦争中吾邦の社會事業は「國民更生事業」と呼ばれたが、日本社會事業研究會編著「日本社會事業新體制要綱——國民厚生事業大綱」(昭和一五年刊)によると、國民新體制の目標は高度國防國家の建設にあるから、社會事業もその一環として高度厚生國家の建設と東亞民族厚生指導の確立とを目的とせねばならぬとし、(二―三頁) 國民厚生事業とは「特定社會に於いてその成員が完全なる集團生活を營み得る様、厚生指導する部分的又は全體的な努力である」(四頁) 而して「新體制下の國民厚生事業は最早在來の如き博愛人道主義乃至は社會連帶主義に依つて指導せらるゝ自由主義的慈善救濟事業ではなく、大政翼賛の理念の下に成員の福利厚生を圖り國民生活の安定を期するものであり」云々と述べて居る。(九頁)

四、その社會的意義

以上に述べて來たところは、社會事業の本質をその方法に求めているのだが、これに對して、本質をその社會的意義に求めよとする立場がある。社會事業一般を支配階級の採る偽構政策であるとする見解も、この立場に屬する。個々の事業でなく一社會の社會事業全體の意義を、事業主體の意圖とは別に客觀的に觀た結論として、社會事業が自由主義的資本主義經濟の發展に伴つて生じた大量の困窮者を救済するために發生したものであると考えるならば、まさしくこれを社會事業の本質であるといつてよい。その場合、社會事業の中で積極的に改善を目指す部分は、單に附隨的に或は手段として營まれるに過ぎず、本質的な部分でないとして看做されるであらうし、ソ連の社會事業は社會事業ではないと考えられることになるであらう。

然しこの立場には右のような考え方がないわけではなく、まだ種々の考え方があらうと思ふ。例えば Amos Griswold Warner が社會事業を「人的關係を調整し社會諸集團を再組織する技術」であるとして居るのは (Warner, Queen and Harper, American Charities and Social Work, 4th ed. N. Y., 1930. P. 5) 又 Alice Salomon が會事業施設についていふものと解釋され従つて社會組織の問題と最も關係の遠い考え方である。Alice Salomon が「福祉保護とはその時の文化思想に相應する國民生活状態を誘致し或は維持するを目的とする國家及び社會の一切の努力を意味する。それは健康に關する、或は精神的倫理的な、或は經濟的な關係に於いて、文化の發達の後れた或はその危険のある層の援護を目的とする一切の活動に關係するといふのである。(Leitfaden der Wohlfahrtspflege, Leipzig u. Berlin, 1923. S. 1) と云つて居るのは、社會組織の問題に稍々關係の近い考え方である。即ち社會事業を「國家及び社會の」事業として居ることは、社會が斯かる事業を行う必要があることを認めるものであり、従つて一社會の社會事業が全體として社會組織の缺陷を補う役割をする、と考えられることを意味する。

これ等に比較して最も明瞭な見解を示されるのは近藤文二教授である。氏に従えば、資本主義社會に要救護者が存在する原因は社會の側に在ることを認め、従つて社會がその救済を義務と考へて行ふ場合、それ等の救済・豫防の事業を社會事業というものと解されるのであつて、従つて氏は、社會事業の本質は「社會的なる最低生活保障事業」であるとする。〔社會事業の近代的性格〕〔社會事業〕第三卷第一號、昭和二五年一月、七頁〕故に吾邦の社會事業は今年の生活保障法改正から始まり、アメリカのそれは一九三五年の社會保障法制定から始まるとする。この以前のもは「社會自らが、その要救護性の根據を社會的なるものに求めながらも、充分にこれを貫徹せず、従來の慈善行爲的性格をあわせもつようなものがある。すなわち、わが國の生活保障制度(註、改正前)の如きものであつて、かかるものをわたくしは慈善的社會事業と呼びたい。」という。國家又は公共團體の事業を代行する場合を除けば、私設社會事業もやはり慈善的社會事業と呼ばれる。その理由は要救護性の根據が社會的なるものにあることをその事業主體が認め、社會そのものがそれを認めないために、事業が愆意的・感情的・宗教的であるからだという。尙、氏の所謂「慈善的社會事業」とは、慈善事業から社會事業へ移る過渡的形態のものであつて、社會事業ではないのである。

近藤教授のこの考え方に従えば、社會事業(氏の所謂「慈善的社會事業」も含む)の意義は、資本主義社會を維持する爲めその缺陷を補足するという役割を勤めて居る點にあると云える。勿論これに類した見解をよる人は他にも多く、その間にも種々の差異はあるが、要するにいずれも社會事業の意義を消極的なものと認める點では一致する。

然しながらこれに對して、個々の社會事業施設の意義を考へるならば、右のような消極的役割しか持たぬものもあるし、少くともその意圖に於いては積極的なものもあり得る。例えば前に挙げた共産黨の「ピオニール活動」や嘗て學生の檢舉を見たセトルメント事業(註12)の如きものである。斯かる急進的思想に基くものが、資本主義社會に於いて重

大な役割を實際に勤めることは困難であらうから、これ等を例外と看做してもよいであらうが、改良主義思想の下に教育に重點を置くものの役割は、形の上にごそ現れないが相當に重大なものがあるかも知れない。更にブルーノ(前掲書、六頁)が、賢明な勇敢な社會事業家は「彼が個人或はコミュニティを援けて窮境を乗越えさせて居るだけでなく、彼の取扱つて居る社會的不幸の理解に貢献し究極的にはその制御に貢献して居るのだ」という希望を持つといつて居るように、間接的にはすべての社會事業施設が社會狀態の改善に貢献し得る積極的な側面をも持つのである。こうした考え方が正しいとすれば、一社會の社會事業全體の意義もまた積極的な性格を持つものとなる。しかもそれだけでない。ブルーノが示唆して居るところに従えば、社會事業が専門の事業として成立することに依つて能率を高めて居るわけであるが、社會事業が能率を高めることは、それと關係する他の方面の人々の能率を高めることになる筈である。このことは富裕なをして社會福祉への關心が強い國の場合には、かなり重要な意義を持つかも知れない。斯くの如く社會事業の意義については種々の見解があり、そこに社會事業の本質を求めるとすれば、種々異なつた概念規定が生じて來るであらう。

(註12) 日本労働年鑑、昭和一三年版、昭和一四年刊、三一八頁、によると昭和一三年九月東大セトルメントの學生七名が檢舉された。その學生達は「セトル兒童部」を設け、子供達を「突撃隊」に組織して左翼思想を扶植したという。

五、その本質

社會事業の本質的な要素をその方法に求める立場と、その社會的意義に求める立場とがあることは上述の通りであるが、この二つの要素を併せて含む概念を定めることには問題がある。前に挙げたドヴァインのように、既成制度に

よつては救済されない困窮状態を救済するものと考えらば、この社會的意義と社會事業的方法との兩者を共に本質的要素とする社會事業の概念を定めることができる。社會事業的方法に依るからこそ既成制度の救済できぬ困窮状態を救済することができるのである。而してこの概念は社會事業成生の史實にも合致する。既成制度によつて救済されない困窮状態は如何なる社會にもあるのだから、社會事業的方法の採用だけが、社會事業成立の時期を定めることになるからである。然るに社會事業の意義を社會組織の缺陷から生じる困窮者の救済に對して社會が責任を認め、社會の事業としてこれを行ふ點にあるとする場合には、この事態の發生と社會事業的方法の採用とが同時でなければ、この二要素を含めた概念は史實と合致しなくなる。

例えば吾邦の場合を見ると、慈善事業に替つて社會事業の名稱が一般に用いられたのは、大正年間の前半に於いてである。即ち當時は勞働問題、社會問題が重大化し、諸種の社會立法が制定された時代で、大正六年内務省地方局に救護課が設けられ、九年には内務省に社會局が出來、地方團體にも社會課が設置された。同年に中央慈善協會が中央社會事業協會となり、雑誌「慈善」が六年に「社會と救済」となり、更に一〇年には「社會事業」と改題した。従つて「慈善事業」から「社會事業」への名稱の變化は、同時に内容の變化をも伴つたのであつて、從來の慈善事業に對して、社會的責任の意識が本質的な要素として加わつた。^(註13)

然らば社會事業的方法はこの頃既に用いられたであらうか。民生委員制度の嚆矢である岡山縣の「濟生顧問」制度は、大正六年に始まり、翌七年には東京・大阪にも方面委員制度が出來、爾來急速に全國に普及した。^(註14)但し救護法制としては明治七年の恤救規則が昭和四年に救護法の制定を見るまで行われたし、講習會や大學の社會事業科は以前からあつたが、最初の専門學校が出來たのは昭和二年一〇月であるから、結局、社會事業的方法は用いられて居たが

十分な程度には決してなかつたことが想像される。斯くして日本の場合には、前に述べた二要素を含む定義と史實とは略々一致するといえる。

アメリカの場合には少し事情が異なるようである。社會事業の名稱が一般に用いられるに至つたのは、一九〇四年か五年頃のことであつたといわれる。一九〇〇年以前は、博愛事業・慈善事業・社會改良事業があり、救貧院・孤兒院・養老院その他の慈善事業があり、刑務所・感化院、病院・精神病院・施藥所、セトルメント・傳道所などがあつたが、それ等を總稱する名稱がなかつた。これ等の關係者は毎年一回集會を開いて二五乃至三〇年間に及んで居たが、一八九〇年代にセトルメント及び消費組合運動者が参加する際、從來のその大會の名稱「慈善及び矯風會議」に對して自分達の運動が慈善にも矯風事業にも屬しないという理由で反對を唱え、更に一九〇〇年代初頭に、住宅改良・兒童遊園地・結核豫防・兒童勞働防止などの關係者が加わるに至つて、包括的稱が是非必要となり、「社會事業」という名が生れた。何時、如何にしてこの名が作られたかは不明だが、演説者は會議の参加者を「ソーシャルワーカー」、参加者が代表する事業を「社會事業」と呼んだ。斯くして一九〇四年か五年頃には一般に用いられるに至つたが、大會の名稱は一九一六年まで變えられなかつたという。殊に奇異なのは、最初のそして最大の専門學校である紐育の社會事業學校が、一八九七年に博愛事業學校(School of Philanthropy)として開設されたが、一九一九年までその名稱を變えなかつたことである。(Devine, op. cit., pp. 15-16. 参照)

斯くしてアメリカの場合には、社會事業という名稱が生じた時期と、貧困問題に對する社會の責任意識が公的に表明された時期との一致は、日本のように明瞭でない。社會的責任意識の具體化である公設社會事業は、一九二〇年代の末期まで常に私設に對して從屬的地位にあつたらしく、先づ私設社會事業が新しい活動分野を開拓し、後に公設事

業がそれを取上げるのが常であつた。公私の事業が主客その地位を顛倒させられたのは、一九二九年に始まつた恐慌以後のことである。^(註15) 他方、社會事業的方法の採用は、むしろ社會事業の名稱の生まれる前から始まつて居たらしい。一八四三年に組織された Association for Improving the Condition of the Poor of New York City によつて、既にケースワークの初期的な形を試みようとした程で、これは失敗に終つたが、一八七〇年代から各都市に組織された Charity Organization Society に依つて實施されるに至つた。^(前掲拙稿参照) 従つて二〇世紀初頭に社會事業の名稱が普及した頃には、社會事業的方法は十分確立されて居たのである。

斯くの如く社會事業の本質的要素をその方法並びにその社會的意義の二點に求めようとする場合、そしてその社會的意義を社會的責任意識に基く社會の事業であるとする場合には、吾邦に關しては史實と略と合致するから差支えないが、アメリカに關してはその點に疑問が残る。ましてや社會的意義を近藤教授のように考えると、社會事業なる名稱が吾邦やアメリカに於いて數十年の間誤用されて居たことになる。英獨佛等は必ずしもその通りの名稱を使つて居ないから、嚴格に云えばこの事が直ちに適合しないかも知れないが、「國際社會事業會議」では社會事業という名稱が各國によつて用いられて居る。

本稿の始めに述べた通り、實際に社會事業の名を以つて呼ばれる施設だけを社會事業として受取ることとはできないけれども、さればといつて一般に行われる用法を全く否定するような概念規定をすることは問題である。

以上述べて來たところから次のような結論が生じると思う。即ち社會事業的方法の行われない場合には、慈善事業とか社會政策とか何か他の事業ではあつても社會事業ではないから、社會事業的方法は社會事業概念の不可缺の要素であるが、社會的意義は一般に妥當し得る概念の要素とはなり難いということである。前節に擧げたドヴァインの考

え方は、社會事業的方法と調和するけれども、これは社會事業の社會的意義として概念の要素とする程重要な意味を持つこととは思われない。結局、社會事業の社會的意義は各國各時代の社會事業の特殊的性格として明かにせねばならぬが、一般に妥當する概念の要素とは認め難いのである。

これに對して近藤教授のような立場からは、この社會的意義こそ本質的要素と考えられるのではなからうか。然しながらこの兩者を併せることができないとしたら、私は方法の方を擇ぶものである。その理由は、そうすることに依つて、異なる社會、異なる時代の社會事業の比較とか或はその間の關連の闡明とか、或は社會事業と他の社會現象との關連を明かにすることなどに有利だからである。^(註16)

勿論この場合にも不利益は伴ふ。例えば慈善事業と稱しながら社會事業的方法を用いるものは、これを社會事業と看做すのだから、一九世紀のアメリカのように、初期的な形ではあるがケースワークを用いしかも慈善事業・博愛事業などと稱して居た場合には、眞實には社會事業であつたとしなければならぬ。然しながら、一般に慈善事業は、風早氏のいうように、上級の主體が下級の客體に對して宗教的・恣意的・或は感情的に行うものであつて、^(註17)「日本社會政策の理論」昭和二四年刊、四二一四八頁参照)社會事業的方法がとられる場合は例外的といつてよいであらう。

さて最後に個々の社會事業施設についてであるが、如何なる施設を社會事業施設とするかは、社會事業的方法を實施する社會事業施設の全體制の中に在るかどうかで定まると思う。換言すればケースワークの機關を中心として、それと常時協力する施設が社會事業施設であり、中心との結合の稀薄となるに従つて社會事業施設たる性質を少ししか持たず、反對に他の事業、例えば教育・醫療・司法などの施設としての性質を多く持つに至る。従つてこの境界は必然的に不明瞭である。

(註13) 山口正著「社會事業史」昭和十三年刊、一五一頁以下参照、こゝでは明治以後の社會事業の發展を三期に分けて居る。即ち明治三〇年までが第一期で慈善思想の時代、大正五年までの第二期は救済思想の時代、大正六年以後の第三期が社會連帶思想の時代とされて居る。

(註14) 全日本方面委員連盟編「方面事業二十年史」昭和十六年刊、二五頁、によると府縣・市町村・社會事業協會で方面委員制度を設けたものが、大正一三年までに二八、昭和三年には全國を通じてこの制度のない府縣はなくなり、施設數九五、委員數一五、一五五人となつた。

(註15) 黒木利克著、前掲書、は「アメリカ現代社會事業の發生は一九二九年を端緒とする」とまでいい切つて居る。(三頁)

(註16) 風早八十二著「日本社會政策の理論」昭和二十四年刊、四二一―四四頁参照。こゝでは近藤教授と少し似通つた見解が示されて居るが社會事業はそのまま社會事業と認められて居る。そして社會事業の性格とその方法との關係が明示されて居る。然しその方法は本稿で私が社會事業的方法と云つたものとは違ふし、社會事業も一社會の全社會事業體制ではなく、個々の施設である。

(註17) 通俗的には慈善事業と社會事業との間に、未だ全く區別がないようであるが、こゝでは通俗的用法は除いての話である。(一九五〇・九・三〇)

我國における勞務管理論の史的考察

森 五 郎

一 序 — 研究の課題と限定

本稿は、特殊な型をとつて發達した我國の資本主義的企業における勞務管理についての理論的研究、すなわちそれの形成・構造・運動の具體的な發展法則と諸形態とを明かにしようとする研究の^(註1)一つの準備的研究である。

本來、特定の國における勞務管理についての理論的研究は、その直接的研究對象が現實の勞務管理そのものであることは申すまでもない。しかしながら、これと並んでその國における勞務管理に関する文獻は、それが適切・正確であるか否かは別として、ともかく何等かの程度において勞務管理の現實を論理的に反映しており、または逆に現實の勞務管理に對して規範的實踐科學として、或は國際的成果や動向を紹介し、或は社會經濟的動向との結合を試みるなどによつて、影響を與えようとしているものであるから、かかる勞務管理論を歴史的に検討し、それらの内的關連と問題點とを檢出することによつて、その國における現實の勞務管理の諸形態と發展法則とを把み出す研究契機とすることができるところで我國においては戦後民主革命の進展に伴つて舊來の經營勞働關係の上にも幾多の變革を見たのであるから、その結果我國の勞務管理の上にも著しい變化が起らざるを得ないことは、昨年秋日本經營者團體連盟